増圧装置設置の猶予に関する誓約書

尾道市上下水道事業管理者　様

令和　　年　　　月　　　日

申請者

住所

氏名

指定給水装置工事事業者

本来、増圧装置を設置するところではありますが、増圧装置設置の猶予を選択し、次の各事項について遵守することを誓約します。

1. 猶予した当該給水装置において、増圧装置を設置しないことにより給水に支障およびこれに伴う損害が生じても、尾道市上下水道局に対し、異議・苦情の申し立ては一切いたしません。
2. 当該給水装置が直結増圧装置を設置しないことにより、給水に支障が生じた場合または生じるおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースに直結増圧装置を設置します。なお、その際には上下水道局へ給水装置工事の申請を行います。
3. 第三者への譲渡、所有者等が変更した場合には、増圧装置の設置が猶予されていることおよびこれらの誓約事項について十分説明し、継承します。
4. 前各項の誓約事項について、使用者等に周知徹底させ、増圧装置を設置しないことによる紛争等について、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。